

三井住友銀行のテレホン・ファクシミリサービス利用規定(2020年3月改定)

1.連絡サービスの自動受信方式の場合、当行は契約者指定の電話番号をコールし、自動的に送信します。

2.連絡サービスの手動受信方式の場合、当行は「どうぞ」と応答した方もしくは契約者指定のファクシミリを受信状態に切替えた方の指示により送信します。

3.サービス取扱時間

- (1) テレホン・ファクシミリサービスの取扱時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (2) 連絡サービスにおける連絡時間は、データ量・繁忙日によっては遅延する場合がございます。原則として15:00までのご入金当日ご連絡いたしますが、一部翌日になることがあります。

4.本人確認手続

連絡サービスの暗証番号方式および照会サービスについて当行で受信した暗証番号が別途申込書にて届出の暗証番号と一致した場合には、当行は応答した方を契約者とみなして回答します。

5.免責事項

- (1) 当行が変更または取消を行った場合
契約者から照会を受けて既に当行から返信した内容について、当行が変更または取消を行った場合、そのために生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (2) 通信手段の障害等
電話の不通ならびに機械障害その他やむを得ない事由により、連絡、照会が不能または遅延することであっても当行は一切の責任を負いません。

6.取扱手数料

テレホン・ファクシミリサービス利用にあたっては、当行所定の取扱手数料(各々消費税を含む。)をいただきます。この場合、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、別途申込書にて届出の手数料ご決済口座から当行所定の日に自動的に引落しします。なお、当行は事前に通知することなくこの手数料を変更する場合があります。

7.届出の変更等

- (1) 届出事項の変更
暗証番号、連絡電話番号等届出事項内容に変更があった場合、契約者は当行所定の書面または方式により取扱店宛直ちに届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 変更事項の届出がない場合の取扱い
上記7.(1)に定める、届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または当行が送付する書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

8.解約等

(1) 解約方法

本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。解約の通知は書面によるもの

とします。

(2) 解約通知の発送

当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が受領拒否等の事由により契約者に到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(3) サービスご利用口座の解約

サービスご利用口座が解約されたときは、本契約で当該口座に関する部分は解約されたものとみなします。

(4) サービス中止事由

契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約の効力の全部または一部を中止することができるものとします。

3ヵ月以上にわたり取引情報サービスの利用がない場合。

契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合。

(5) サービス解約事由

契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

当行に支払うべき本サービスの手数料を2ヵ月連続して支払わなかったとき。

支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき。契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があったとき。

手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

住所変更または連絡電話番号の届出を怠るなどにより、当行において契約者の所在が不明となったとき。

9. 規定の変更

(1) 当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定の内容を変更できるものとし、変更後の本利用規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

(2) 本利用規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。

以上